

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年九月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

路線名	熊谷児玉線
供用開始の区間	児玉郡美里町大字北十条字前畑七九七番地先から同郡同町大字南十条字南四四八番一地先まで
供用開始の期日	令和二年九月十八日
備考	平成二十四年六月八日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一七九・三〇メートル。